

協議会規程第8号

校長・教頭・指導主事選考規程

(目的)

第1条 この規程は、豊中市、池田市、箕面市、豊能町及び能勢町（以下「関係市町」という。）が設置する小学校、中学校及び義務教育学校の校長、教頭（副校長を含む。以下同じ。）及び関係市町の教育委員会の指導主事の任用に係る選考（以下「選考」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(選考対象者)

第2条 選考は、次条に定める資格を有する者のうち、関係市町の教育委員会の教育長が推薦する者及び大阪府豊能地区教職員人事協議会（以下「協議会」という。）の会長（以下「会長」という。）が特に認める者を対象に行う。

2 会長は、前項の推薦を求めるにあたり、対象者の実績等について、留意すべき事項を示すことができる。

(受験資格)

第3条 選考における受験資格を有する者は、次の表の左欄に掲げる選考の区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる項目のすべてに該当する者とする。

選考の区分	資格
校長選考	ア 学校教育法施行規則第20条の規定に該当する者 イ 選考を実施する年度の3月末日における年齢が35歳以上58歳以下の者 ウ 教頭又は指導主事若しくはこれに準ずる職にある者
教頭・指導主事選考	ア 学校教育法施行規則第23条に基づき、同規則第20条の規定に該当する者 イ 選考を実施する年度の3月末日において、年齢が57歳以下の者で、原則として教職経験5年以上の者

(選考委員会)

第4条 協議会に、校長・教頭・指導主事選考委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会の委員長は、会長をもって充てる。

3 委員会の委員は、次の職にある者から委員長が指名するものとする。

(1) 関係市町の教育委員会の教育長

(2) 関係市町の教育委員会の事務局職員

4 委員会は、選考を統括し、実施にあたっての細部を決定することができる。

(選考方法)

第5条 選考は、次の各号に掲げる方法によって行う。

(1) 一次選考 書類選考、筆答試験

(2) 二次選考 面接試験

2 前項の規定にかかわらず、選考の区分に応じ次の各号に掲げる者については、試験の全部又は一部を免除することができる。

(1) 校長選考 校長の経験を有する者

(2) 教頭・指導主事選考 教頭の経験を有する者

3 第1項の規定にかかわらず、選考の区分に応じ次の各号に掲げる者については、試験の一部を免除することができる。

(1) 校長選考 次のア及びイのいずれかに該当する者

ア 現に指導主事である者

イ 前年度の二次選考受験者(ただし、引き続く年度で1回限りの免除とする。)

(2) 教頭・指導主事選考 次のア及びイのいずれかに該当する者

ア 現に指導主事である者、又は、関係市町において、指導主事経験を有する者

イ 前年度の二次選考受験者(ただし、引き続く年度で1回限りの免除とする。)

(合否の決定)

第6条 選考における合否の決定は、委員会の審査結果に基づき、会長が専決する。

2 前項の専決による校長選考、教頭・指導主事選考の合格者は、それぞれ校長、教頭及び指導主事の候補者となる。

(候補者名簿の作成及び任用)

第7条 会長は、前条第1項の専決後すみやかに校長候補者名簿、教頭・指導主事候補者名簿を作成し、関係市町は当該名簿の中から、校長、教頭又は指導主事に任用するものとする。

2 校長候補者の名簿への登載は、原則として、当該名簿を作成した日から候補者が59歳となる年度の4月1日までとする。

3 教頭・指導主事候補者の名簿への登載は、原則として、当該名簿を作成した日から候補者が59歳となる年度の4月1日までとする。なお、教頭へ任用する者は、任用する年度の3月末日において、年齢が36歳以上59歳以下の者とする。

(特別選考の実施)

第8条 第3条に掲げる資格を有しない者を校長又は教頭に任用する場合における選考については、別に規程を定める。

2 任期付職員として校長を任用する場合における選考については、別に規程を定める。

(年度途中の欠員に対応するための選考の実施)

第9条 年度途中に校長又は教頭の欠員が生じ、校長候補者名簿及び教頭・指導主事候補者名簿に登載されている者の任用が困難である場合は、対象となる市又は町及び対象者の職を限定し、選考を実施することができる。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、選考の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成24年7月4日から施行する。
- 2 平成27年6月11日から平成31年4月1日までの間に限り、第3条及び第7条の規定の適用については、第3条の表校長選考の項中「57歳」とあるのは「58歳」と、第7条第2項中「58歳」とあるのは「59歳」とする。

附 則

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 施行日以後、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条の規定に基づきなお従前の例により教育委員会の委員長が在籍する市又は町の教育委員会の委員長が会長である場合における変更後の規程の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる変更後の規程の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第4条第2項	会長	会長が属する市 又は町の教育委員会の教育長

附 則

この規程は、平成27年6月11日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年5月25日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年5月29日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和8年5月28日から施行する。
- 2 施行日から令和9年3月31日までの間に限り、改正前の第5条第3項第

2号イに該当する者は、改正後の第5条第3項第2号イに該当する者とみなすものとする。

- 3 施行日において、改正前の第7条第1項、第3項及び第4項に規定する教頭候補者名簿及び指導主事候補者名簿に既に登載されている者については、改正後の第7条第3項に規定する日まで、当該名簿への登載を継続するものとし、関係市町は当該名簿の中から教頭又は指導主事に任用することができる。
4. 改正前の第9条に規定する教頭の欠員が生じた場合については、なお従前の例によるものとする。